

大野市公共施設等総合管理計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 案件名 大野市公共施設等総合管理計画（案）について
- (2) 募集期間 平成29年2月1日（水）から2月15日（水）までの15日間
- (3) 意見提出状況 提出意見：3件、提出者：2人、提出方法：書面1件・電子メール2件

2 意見の概要とその意見に対する市の考え方

No	意見の概要	回答（市の考え方）
1	<p>P28（1）公共施設に関する原則</p> <p>①財政や人口規模に応じた施設総量の縮減</p> <p>（具体的な施設名称の記載はない。）</p> <p>延べ床面積を減らそうとしても、観客席1,000席に増加した場合、床面積が増えてしまうのではないか。大野市の人口減少が止められないのに、そんなに大きくしてどうするのか。</p>	<p>本計画（案）は、公共施設とインフラ資産の適正化、適切な維持管理・修繕の実施及び財政負担の軽減・平準化を図るため、本市の公共施設とインフラ資産の管理に関する総合的で基本的な方針を示したものです。</p> <p>財政や人口規模に応じた施設総量の縮減を基本としますが、このことは一律にすべての公共施設の総量（延床面積）を縮減するためのものではありません。限られた経営資源を効率的・効果的に使うことで必要性の高い公共施設による、より良い市民サービスを持続的に提供するものでなければならないと考えています。</p> <p>また、個別施設の更新等の計画については、公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画の中で施設の適正化、適切な維持管理・修繕の実施等についての方向性を示すこととしています。</p>

2	<p>小中学校再編計画については、ある程度の再編を行い、現状校舎を長寿命化して使用し、いよいよの時は最終案として新築・再再編すべきではないか。</p>	<p>本計画（案）は、公共施設とインフラ資産の適正化、適切な維持管理・修繕の実施及び財政負担の軽減・平準化を図るため、本市の公共施設とインフラ資産の管理に関する総合的で基本的な方針を示したものであり、小中学校再編計画の内容を示しているものではありません。</p>
3	<p>P 3 0（7）維持管理財源の確保方策 施設使用料について老人会等の組織（団体）で使用する場合は使用料の減免を廃止すべきである。</p>	<p>P 3 1 6 施設類型ごとの管理に関する取組方針の6 維持管理財源の確保に記載のとおり、施設使用料については、トータルコストを考慮した上で受益と負担のバランスを検証するなどの見直しを図ることとしていますので、減免の取扱いについても併せて検討します。</p>

3 大野市公共施設等総合管理計画（案）の修正箇所

修正箇所はありません